

議第 1 3 2 0 号

平成 3 0 年 8 月 3 0 日 付 け 都 計 第 2 8 9 号 熊 本 県 知 事 付 議

熊 本 都 市 計 画 事 業 益 城 中 央 被 災 市 街 地 復 興 土 地 区 画 整 理 事 業 の
事 業 計 画 に 対 す る 意 見 書 の 件

平 成 3 0 年 9 月 7 日 提 出

熊 本 県 都 市 計 画 審 議 会
会 長 両 角 光 男

都計第289号
平成30年8月30日

熊本県都市計画審議会
会長 両角 光男 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する
意見書の件について（諮問）

このことについて、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第3項の規定によ
り、別紙のとおり諮問します。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書

○付議理由

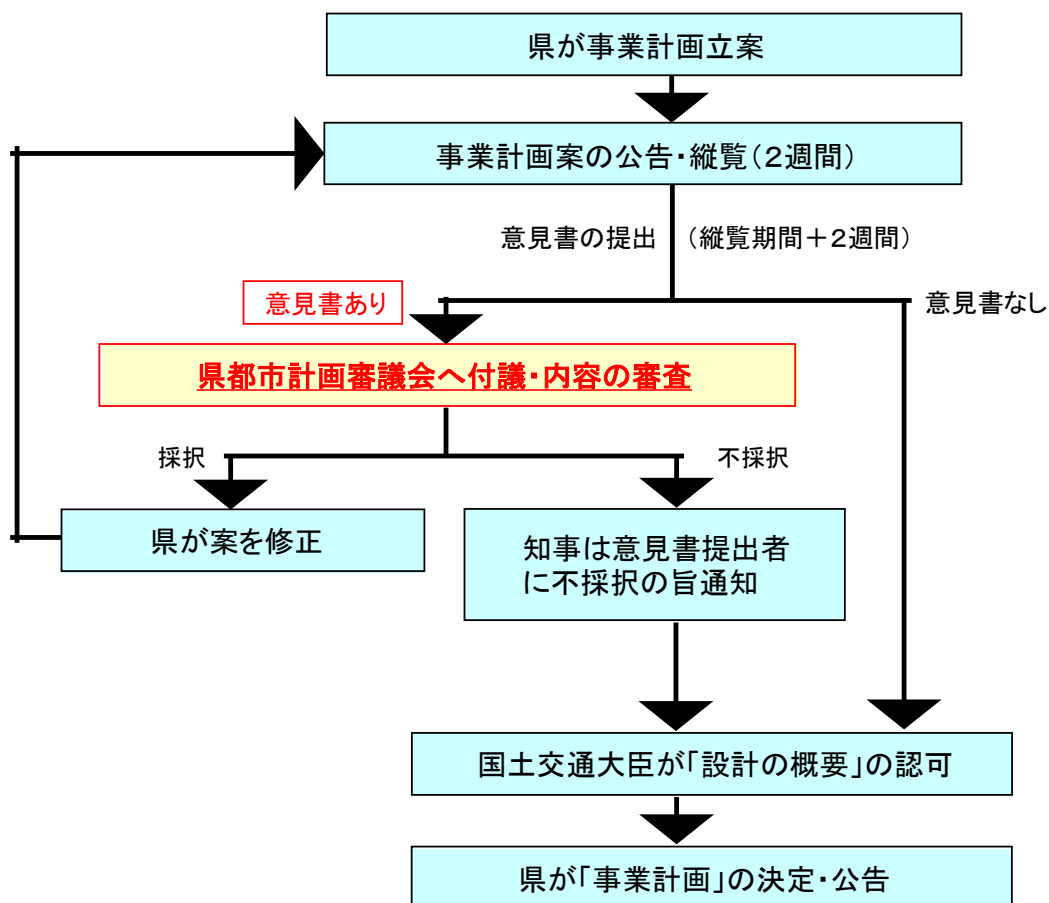
標記土地区画整理事業について、事業計画を縦覧に供したところ、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、利害関係者から県知事に意見書が提出された（土地区画整理法第55条第2項の規定）ため、県都市計画審議会へ付議する（法第55条第3項の規定）もの

○付議事項

事業計画に対する意見書（意見書の採択・不採択を審議）

I 意見書について

1 事業計画決定の流れ（県施行）



（土地区画整理法第五十五条第二項）

利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

2 意見書の要旨

- 道路に関する事
- 公園に関する事
- 交通広場に関する事
- 排水計画に関する事

II 事業計画の概要

- 1 事業の名称 熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
- 2 施行者 熊本県
- 3 施行面積 28.3ha
- 4 施行地区 上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字市ノ後の各一部、大字宮園字居屋敷及び字辻の各一部、大字寺迫字今吉の一部、大字安永字火迫の一部並びに大字辻の城の一部
- 5 都市計画決定 平成30年3月8日(益城町決定)

6 設計の概要

(1) 事業の目的

本地区においては、熊本都市圏東部地域における都市拠点として、「益城町復興計画」の土地利用構想に基づき、行政・商業・サービス・交通結節点等、高次の都市機能を誘導するとともに、快適で災害に強いまちづくりの実現に向け、道路や公園等、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とする。

(2) 設計の方針

①土地利用計画

都市計画道路により形成される幹線道路沿いを商業・業務エリアとして計画し、公共公益施設、商業の集積した利便性の高い街区を形成する。その周辺部は戸建て住宅を主体とした住居系エリアとし、現況のコミュニティに配慮しつつ、被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。

②人口計画

- ・本地区の計画人口は約1,400人とする。

③公共施設計画

- ・都市計画道路

都市計画道路は、緊急輸送路、主要避難路（2次避難ルート）等の役割を担い、地区中央を東西方向に横断する都市計画道路益城中央線、地区中央を南北に縦断する都市計画道路木山宮園線及び都市計画道路横町線を軸とした幹線道路を配置するとともに、木山宮園線及び益城町役場に隣接した位置に交通広場

を1箇所設ける。

(3・3・93) 益城中央線	幅員 27 m	延長 704 m
(3・5・94) 木山宮園線	幅員 14 m	延長 322 m
(3・5・96) 横町線	幅員 14 m	延長 302 m
交通広場	面積 2,569 m ²	

・区画道路

区画道路は、消防活動用道路、補助避難路（1次避難ルート）等の役割を担い、現況道路の拡幅や新規路線の整備により、行き止まり道路や狭あい道路を解消するとともに、避難路として機能を確保できるよう幅員8m～4m、特殊道路は幅員4m～2mとして、利便性を考慮し配置する。

区画道路	幅員 8 m～4 m	延長 6,288 m
特殊道路	幅員 4 m～2 m	延長 545 m

・公園

公園は、緊急時の一時避難地としての機能を設定し、避難路とのアクセスや地域コミュニティに配慮しながら適切に配置する。誘致距離(250m)を基本として、地区内に7箇所の街区公園（既存の益城町中央公園を含む）を配置し、地区面積の3%以上を公園面積として確保する。

街区公園	7箇所	面積10,629m ²
------	-----	------------------------

(3) 区画整理施行前後の地積

種 目	施 行 前		施 行 後	
	地積(m ²)	%	地積(m ²)	%
公共用地	50,103	17.7	84,447	29.8
宅 地	224,810	79.4	198,691	70.2
測量増減	8,225	2.9	—	—
総 計	283,138	100.0	283,138	100

(4) 平均減歩率

- ・公共減歩率 14.7% (9.9%)

※ () は減価補償金による先行買収を行った場合

※ 保留地なし

7 事業施行期間

自 平成30年度 (事業計画決定の公告日)
 至 平成40年3月31日 (清算期間を含まない)

8 資金計画

(1) 収入

区 分		金額(百万円)
国庫負担金 又は補助金		4,508
県 費		3,532
町分担金		392
小 計		8,432
地方公共団 体単独費	県分	3,766
	町分	418
合 計		12,616

(2) 支出

区 分	金額(百万円)
工事費	11,803
減価補償費	459
事務費	354
合 計	12,616

熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 概要図

